

中野区教育委員会会議録 平成22年第15回定例会

○開会日 平成22年5月14日(金)

○場 所 中野区教育委員会室

○開 会 午前10時01分

○閉 会 午前11時38分

○出席委員(4名)

中野区教育委員会委員長	飛鳥馬 健 次
中野区教育委員会委員長職務代理	山 田 正 興
中野区教育委員会委員	大 島 やよい
中野区教育委員会教育長	田 辺 裕 子

○欠席委員(1名)

中野区教育委員会委員	高 木 明 郎
------------	---------

○出席した事務局職員(7名)

教育委員会事務局次長	合 川 昭
副参事(教育経営担当)	白 土 純
副参事(学校再編担当)	吉 村 恒 治
副参事(学校教育担当)	古 屋 勉
指導室長	喜 名 朝 博
副参事(生涯学習担当)	飯 塚 太 郎
中央図書館長(統括)	小谷松 弘 市

○担当書記

教育経営分野	落 合 麻理子
教育経営分野	仲 谷 陽 兵

○会議録署名委員

委員長

飛鳥馬 健 次

委 員

大 島 やよい

○傍聴者数 5人

○議事日程

[議決案件]

日程第1 第23号議案 中野区教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則を一部改正する規則

日程第2 第24号議案 中野区立小学校及び中学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部改正手続について

日程第3 第25号議案 中野区立小学校教科用図書選定調査委員会委員の決定について

[報告事項]

(1) 委員長、委員、教育長報告事項

- ・ 5 / 1 1 ~ 1 2 中野区軽井沢少年自然の家視察について
- ・ 5 / 1 2 中野区小学校教育研究会総会について
- ・ 5 / 1 2 中野区立中学校教育研究会総会について
- ・ 5 / 1 2 中野区幼稚園教育研究会総会について
- ・ 5 / 1 2 南部教育相談室視察について

(2) 事務局報告事項

- ①平成22年度校庭芝生化・屋上緑化(塔山小学校)の実施について(教育経営担当)
- ②平成22年度中野区立学校の学校公開等一覧について(指導室長)
- ③その他

○中野区軽井沢少年自然の家休業日の変更について(訂正)(学校教育担当)

[協議事項]

(1)「中野区教育ビジョン(第2次)」検討素案について

中野区 教育委員会
第 1 5 回定例会
(平成 2 2 年 5 月 1 4 日)

午前10時01分開会

飛鳥馬委員長

おはようございます。

ただいまから教育委員会第15回定例会を開会いたします。

本日の出席状況ですが、高木委員が所用のため欠席でございます。

本日の会議録署名委員は、大島委員にお願いします。

本日の議事日程は、お手元に配付の議事日程表のとおりでございます。

それでは、日程に入ります。

飛鳥馬委員長

お手元の議事日程でございますように、議決案件の審議が3件予定されております。第25号議案は人事に関する案件ですので、非公開での審議を予定しております。したがって、先に報告事項、次に協議事項と進め、最後に議決案件の順に進行させていただきます。

<報告事項>

飛鳥馬委員長

それでは、報告事項です。

<委員長、委員、教育長報告事項>

飛鳥馬委員長

委員長、委員、教育長報告です。

最初に、私のほうから委員長報告です。

私は、おととい、12日水曜日に、中学校の教育研究会というのがありまして、中央中にお邪魔してきました。毎年やっておりますが、12日は総会ということで、研究会のスタートの日でございます。内容的には、昨年の事業報告、あるいは今年度の計画とか、そういう審議ですが、中学校は、今年度は「未来を切りひらく力を培う指導の工夫」、サブテーマとして「新学習指導要領を踏まえた指導評価の工夫」ということで、昨年と同じですけれども、進めるということでございます。

総会ですので、特に変わった内容はございませんが、ただ、校長室で会長先生等とちょっと雑談した中で、中学校の自主的な研究会ではございますけれども、運営がなかなか大変であるということですね。1点は時間的な問題もあります。特に中学校は教科担任制で、教科別の教科部会というのがございます。そのほかに領域部会というのがあるのですけれ

ども、その教科部会で全部そろわない教科があるわけですね。学校規模が小さいために選任の先生がいらっしゃらないという学校があります。そういう学校には、臨時で再任用の先生とか雇っている場合はいいのですけれども、時間講師とかでの配置ですと、時間講師は1時間対応ですので、その時間だけしかお見えになれない。

つまり、どういうことかと言いますと、そういう先生にでも、演劇の発表会があるとかな作品展があるとかがいろいろお世話にならないといけない部分があるわけですね。そうすると、できれば研究会に参加してほしいのですが、ボランティア的に出てもらうような形になるので非常に難しいところがあると。なるべく連絡はとるようにしておりますが。これは今始まった問題ではないのです。ずっと前からある課題ではあるのですが、学級数が少なくなったり、人数が少なくなったり、いろいろなことがあって、校内がまた、先生方も忙しいとかいろいろなことがあって、そういうことがまた大きな課題になっているのかなというふうに思いました。

いずれにしても、私どもと事務局と協力しながら、何かいい方法があればなというようなことを話してまいりました。また、事務局のほうにもそういう相談が来るかもしれませんが、よろしく願いしたいなと思っています。

私のほうからの報告は以上です。

では、山田委員、お願いします。

山田委員

今週は、私のほうからは特に報告はございません。

飛鳥馬委員長

では、大島委員、お願いします。

大島委員

私は、5月12日の午後、これからお話しする中野区の小学校の教育研究会に出席はしたのですけれども、その前に、近くにございます南部教育相談室をちょっと見学してまいりました。ここには南部のフリーステップルームというのがあります。フリーステップルームというのは、学校に登校できない子どもたちの受け入れ施設ということです。今は南部のフリーステップルームには8名の子どもが在室しているということなのですけれども、担当の責任者の先生からいろいろお話を伺いました。

まず、登校できない子どもたちの中でこういうステップルームに来ているお子さんは、学校とのつながりというのはある程度持っているということになるのですけれども、全然

来ていないお子さんも結構いらっしゃるというので、そういうお子さんたちの実態はなかなか把握できないということが一つあります。

私が行ったときは午後の時間帯で、ちょうど午前中だけしか子どもさんがいないという日だったものですから、残念ながら子どもさんたちの様子は見られなかったのですが、これは今度また改めて午前中いらっしゃるときにぜひ行きますということにしたのです。ただ、部屋などは見せていただきました。すごく感じましたのは、物理的な施設として狭くて古い。古いということとはしょうがないことですが、狭いということも、建物とか施設のことというのはすぐに我々がどうこうできるということもないので、仕方ないのかもしれませんが、とにかく子どもたちがいる部屋というのが基本的には一つしかない。あとは、相談室という個別に相談する部屋はありますけれども、勉強する部屋は一つ、それから、プレイルームという遊ぶ部屋が一つ。この二つしかなくて、遊ぶ部屋のほうは卓球台が大きく占めていまして、それを置いてしまうと、あとは周りはそれを囲む小さなスペースしか残っていないというところなんです。それ以外の部屋は、今言ったように一つしかないのですが、そこに机が置いてあるわけなのですけれども、いろいろなお子さんがいらっしゃるから、必ずしも一つの部屋にいるのが居心地がよいという状況でない場合もあって、一部の方は別室にいたいとか、別室にしたほうがいいのかと思うような場合もあるらしいのですけれども、そういう部屋はない。せめてもう一部屋欲しいなと言っていらっしゃいました。例えば、まだなれない、初めてくるお子さんなどは、小集団ですけれども、そういう集団の中にいきなり同じ部屋というのではなく、なれさせるために別室にいてもらうというようなこともしたいのだけれども、そういう部屋がないということです。

私個人的には、フリーステップルームを拡充したいなというふうにごく切実に思いました。中野区の教育というのは、学校に来た子どもたちだけを相手にすればいいということではなくて、いろいろな理由で学校に来られない子どもたちも、少なくとも義務教育を終えるところまでは中野区の責任というふうには私は思っていますので、それなりの教育、それなりの一般的な学校生活になるべく戻ってもらえるような、それも性急に、ただ、「行け、行け」と押しつけるようなことではなく、いろいろな子どもさんの原因も探りながら、生活上のそういう問題を解決していってあげながら支援してあげるようなことをもっと拡充しないといけないなとつくづく思いました。また今度子どもさんがいるところでの状況を拝見しに行こうと思います。

それと、小学校の5年生から受け入れているということなので、つまり、4年生までの

子どもさんは受け入れる施設がないということらしいので、その辺も非常に問題だなというふうに感じてきたところです。

それで、今言いましたように、5月12日、それを見学した後で、2時15分からはなかのZERO小ホールで小学校の教育研究会の総会がございましたので、そちらにお邪魔してあいさつをしてみました。今の飛鳥馬委員長のご報告とちょっと共通するのですけれども、こちらは小学校のほうですが、総会ということなので前年度の事業報告とか今年度の予算とか、そんなようなことを審議したり、その後、「子どもの生涯を見据えた小学校教育」というタイトルでの記念講演をしていただいたと、こんなような内容でございました。

私からは以上です。

飛鳥馬委員長

それでは、教育長、お願いします。

教育長

5月12日、小教研、中教研、それから、その間に区の私立幼稚園と公立幼稚園が共同で研究しています中野区幼稚園教育研究会というのもございましたので、駆け足で3教育研究会の総会に出席をしました。ちょっと前後して恐縮なのですが、その前の日、5月11日と12日の午前中にかけて、次長と一緒に軽井沢少年自然の家に1泊で行ってきました。11、12、13日で、小学校のほうの移動教室が始まる前の実踏がありましてそれに一緒に参加しました。校外施設の運営委員会を担当する5人の校長と、移動教室で軽井沢に行く当該校の担当教師が各学校1名から2名で、総勢30名という大人数で参加をしてきました。

今年度から旺栄という会社が指定管理者になりましたので、指定管理者の様子を見ることが主な目的で行ったのですが、実踏ということで、軽井沢の周辺は、中山道の歴史的な学習をする施設があったり、縄文時代の博物館や古墳があったり、あるいはまた、レタスやキャベツの農家も近くにあって農業体験もさせてくれるということで、さまざまな学習の場がある。また、それだけでなく、ハイキングやトレッキングができるような場もあるということで、一緒に参加させてもらって、改めて軽井沢の立地というのが子どもたちにとってとても魅力的な施設であるなということを見取ってきました。ただ、施設的にはいろいろ課題があるということも見取ってきましたので、また今後、校外施設のあり方について教育委員会の中でもいろいろ議論していきたいなというふうに感じました。

肝心な指定管理者の運営ですけれども、とても一生懸命やってくれているなという思いでした。こういう専用のホームページもつくっていて、学校の先生たちには具体的な各種のフォーマットをダウンロードできるようにもしてくれていまして、そこから必要なものをダウンロードして、アレルギーのお子さんが何人いるであるとか、どういうアレルギーの配慮をしなければいけないというようなことについては、そのフォーマットによって記入して即時に連絡をし合うというような形で、学校としてもとてもやりやすいような状況、環境が整備されているなということを見てとってきました。参加した先生たちからは、「食事がちょっと物足りないのではないか」みたいなご意見もありましたので、指定管理者の人たちとその辺は十分話し合っていきたいというふうに思いました。

以上です。

飛鳥馬委員長

それでは、各委員からの報告につきまして、質問、発言がございましたらお願いします。何かございますでしょうか。

山田委員

大島委員からございました南部教育相談室、不登校の方たちのためのところなのですけれども、南部東北部にあるわけなのですが、今後どのようにやっていくのかというところだと思うのですね。確かに、南部はスペース的には非常に狭いところですし、あと、教育センターとの絡みもありますので、今後、私たちも、不登校の子どもたちに対してどのような。これは区自身がやるのか、ほかの方法もあるのだと思うのですけれども、そういったことで、子どもたちの目線でどういうふうにしていくのか、これはかなり大切なことではないかなと思うのです。

小学校のレベルで不登校になってしまうというのは非常に限られた人数なのですけれども、中学になるとどうしてもふえていってしまう。そのことに対して、学校並びに教育委員会と一緒にどうのように対策をとっていくのか、大変な問題ではないかなと思うのです。やはり心を病んでいるわけだから、スペースとしてもある程度のスペースがなければいけないのではないかなと思うのです。

非常にいい体験を大島委員にいろいろ話していただいてありがたいと思っております。ありがとうございました。

飛鳥馬委員長

ほかにはよろしいですか。

それでは、ないようですので、事務局報告に移ります。

<事務局報告事項>

飛鳥馬委員長

「平成22年度校庭芝生化・屋上緑化（塔山小学校）の実施について」の報告をお願いします。

副参事（教育経営担当）

それでは、お手元の資料に基づきましてご報告をいたします。

まず、1の「目的」でございますが、地球温暖化防止、あわせて環境教育の拡充や子どもの屋外活動の充実でございます。

2の「平成22年度実施校及び芝生化の範囲」でございます。まず、実施校でございますが、塔山小学校でございます。既に校庭の芝生化は7校実施してございますので、8校目ということになります。また、屋上緑化につきましては、昨年度、北原小学校で実施してございますので、2校目ということになります。

②の芝生化の範囲でございますが、校庭のほうは約595.5平米、屋上のほうは約300平米でございます。裏面をごらんいただきたいと思います。右下の黒塗りの部分が第2校庭で、芝生化の範囲でございます。また、左端、縦長の黒塗りの部分が屋上緑化の部分でございます。

また、表面にお戻りいただきまして、3の「芝の種類等」でございますが、夏芝を常用し、夏芝が枯れる冬場のみ1年ものの冬芝を使用するものでございます。

4の「工事期間等」でございますが、工事期間は6月下旬から8月下旬でございます。利用開始は9月上旬ごろを予定してございます。

「所要経費」は5,336万円でございます。

6の「維持管理組織の設置」でございますが、芝生の維持管理に当たっては、PTA、町会、利用団体等に呼びかけまして、維持管理組織を設置するものでございます。

これが都の補助事業の全額補助の要件でございます。

7「今後の対応」でございますが、PTA、近隣住民、関係町会、校庭利用団体等の関係者に対しまして工事説明会を実施し、理解を得ながら実施するものでございます。

ご報告は以上でございます。

飛鳥馬委員長

それでは、ただいまの報告に対しまして、質問がございましたらお願いします。

大島委員

今の維持管理のことで、PTAとか町会とか利用団体等に協力をお願いするということだと思うのですが、そういう下話と申しますか、その準備みたいなことの話合いとか呼びかけとかは既にやっているのでしょうか。それとも、これからということなのでしょう。

副参事（教育経営担当）

これからそういったお話もさせていただきたいと思っております。

山田委員

予算の件は東京都の補助事業ということであると思っておりますけれども、屋上緑化についても要件が満たされればということによろしいか、確認をさせていただければと思います。

副参事（教育経営担当）

屋上緑化につきましても補助の対象となつておりますので、要件が満たされれば対象になるということでございます。

山田委員

もう1点ですが、屋上緑化する場合に、子どもたちの屋上とのかかわりと、学校の安全面からの配慮ということで、この学校を選ばれた理由があるかどうか、それも教えていただければと思います。

副参事（教育経営担当）

当然、屋上緑化しますので、そういった安全面であるとか、今後そういった環境教育、あるいは屋上に出て活動するといったことも前提としてこの塔山小学校を選んでございます。

飛鳥馬委員長

よろしいですか。

今の関連ですが、屋上緑化というのは、どの程度、どんなふうになる予定なのでしょう。つまり、芝生が植わるのか、あるいは樹木なのか、あるいは花を植えるとか、いろいろな方法があるだろうと思うのです。イメージとして。

副参事（教育経営担当）

芝生を植えるという緑化を予定しております。

飛鳥馬委員長

マスコミ等で見ていると、緑化の方法もいろいろあるようですけれども。今、校舎の屋

上そのものの防水性はかなりしっかりしているのでしょうか。防水をやり直さないといけないとか、その辺のところは屋上の場合に一番問題になるところなのですが、どうでしょうか。

副参事（教育経営担当）

防水についてはやり直すということはないというふうに考えています。

飛鳥馬委員長

そうですか。わかりました。

ほかにはどうですか。

山田委員

今のに関連して。

たしか区役所にも屋上庭園がありますよね。ああいったものも将来的に子どもたちの学校の中で、芝生だけに限らず、低木のものとか。今、土だとか費用の面でも、それから水のことについても技術的にはかなり進んでいるのですね。そういったことでは、芝生だけではないことも考えられるかなと思うのですけれども、いかがでしょうか。

副参事（教育経営担当）

今後、学校の活動内容等も考えて検討してまいりたいというふうに考えてございます。

飛鳥馬委員長

今のことで、都から補助金をもらう関係で芝生がかなり重要視されているとか、何かそういう限定というか枠があるのでしょうか。それはどうなのでしょう。

教育委員会事務局次長

この事業そのものは芝生ということを前提に補助事業として都が位置づけていますので、そういう意味では、今のところは、いわゆる天然芝を原則として校庭に、あるいは屋上にやっていくというのが原則補助事業の中身というふうになっています。

山田委員

広い意味では、多分、地球温暖化のことが一番で、そのために都としては緑をふやすということで芝生ということになって、その延長上で屋上もという話だと思うのですね。最初のスタートがそこなので、多分、芝生だけではない可能性も出てくるかなと。壁面のことは都は何か掲げているのですか。それはないのですか。

副参事（教育経営担当）

壁面の緑化も補助事業になってございますけれども、昨年度、全校で壁面の緑化といっ

たことをしてございますので、この点については実施の対象から外しているということでございます。

飛鳥馬委員長

壁面は区の事業ですよ。

副参事（教育経営担当）

区の事業でございます。

飛鳥馬委員長

よろしいですか。

それでは、報告事項②のほうに移りたいと思います。

「平成22年度中野区立学校の学校公開等一覧について」、報告をお願いします。

指導室長

それでは、お手元の「平成22年度中野区立学校の学校公開等一覧について」をごらんいただきたく存じます。今年度開催予定の運動会、展覧会・音楽会・文化祭等の文化的行事、セーフティ教室、道徳授業地区公開講座、それから通常行われております学校公開、それから、右端のところには、研究発表、周年行事等の日程をお知らせしてございます。残念ながら、既に終わっているところもございますけれども、ご活用いただきたく存じます。時程等、詳細につきましては、学校または指導室のほうに直接お問い合わせをいただければと思います。

以上でございます。

飛鳥馬委員長

何か質問はございますか。

山田委員

運動会の開催についてですけれども、中学校はどちらかというと前期に集中していますよね。小学校は前期と後期にある程度分かれているように思うのですけれども、何か時程の関係ということもあるのでしょうか。教えていただければと思います。

指導室長

中学校でございますが、中学校は後期になりますと修学旅行、それから受験の関係等もございますので、なるべく前期、夏休み前に開催するということが多くございます。

飛鳥馬委員長

ほかにはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、そのほかの報告事項はございますでしょうか。

副参事（学校教育担当）

前回の教育委員会で報告させていただきました「中野区軽井沢少年自然の家休業日の変更について」の資料の中で、表記の一部に誤りがございました。つきましては、おわびし、訂正の報告をさせていただきます。

お手元の資料で、表面の1の(4)でございます。そこの行の右端にあります「10月4日」というところでございますが、前回の資料では「10月下旬」と表記しておりまして、裏面には「臨時休業日」という欄がございますが、そこには「11月下旬」というように表記がございました。表と裏で表記のミスがありました。そこで、これにつきまして具体的に日にちも確認できましたので、正しく「10月4日（予定）」ということで表記を訂正させていただきました。あわせて、「5月上旬」という表記につきましては、日にちも確定し、「5月6日」、また、裏面の比較表の臨時休業日の「従前」の欄でございますが、こちらのほうも実績の内容で「5月7日」「11月16日」という形で、あわせて表記の修正をさせていただきました。

報告は以上でございます。

飛鳥馬委員長

訂正でございますが、よろしいでしょうか。

では、よろしく申し上げます。

<協議事項>

飛鳥馬委員長

それでは、次に、協議事項に移りたいと思います。

協議事項は、「『中野区教育ビジョン（第2次）』検討素案について」の協議を進めたいと思います。

本日は、第3章の目標Ⅳ「子どもたちは健康の大切さを理解し、心身ともにたくましく育っている」、これは27ページから31ページのところでございます。それから、第3章のⅤ「自他の生命や人権を尊重する教育が行われ、さまざまな体験活動を通じて、子どもたちの豊かな人間性・社会性が育っている」、これはページで言いますと32ページから39ページでございます。これについて、11時15分ぐらいまでをめどに協議を行いたいと思います。

それでは、まず、事務局のほうから変更点などありましたら説明をお願いしたいと思います。なお、本日は、先ほど申し上げましたが、高木委員が欠席でございますので、高木

委員から前もって意見を寄せられておりますので、事務局からその紹介もお願いしたいと思っております。よろしくお願いいたします。

副参事（教育経営担当）

それでは、ご説明いたします。お手元の資料でございますように、前回4月30日に目標IIIまで終わってございますので、本日のところ、目標IVとVということでご協議をお願いしたいということでございます。

まず、目標IVでございますが、教育委員会でのご意見として、テレビ等とのかかわり方など望ましい姿を示すべきではないかというご指摘をいただいております。「取組の方向」や「今後5年間で重点的に進める取組」の中で、ノーテレビデー・ノーゲームデーの実施などを示してございます。また、食育について他部と連携していく必要があるのではないかとご指摘につきましては、「現状と課題」「取組の方向」に記述を追加してございます。それから、体力の二極化の問題もあるというご指摘もございました。「現状と課題」に全国的な課題として盛り込んでございます。また、30ページの「成果指標」について、体力テストの指標、児童・生徒が達成した種目の項目数がございますけれども、この点についても達成した種目の割合に変更してございます。これは「10か年計画」の指標と合わせたものでございます。また、その他といたしまして、「現状と課題」での記述を踏まえて「取組の方向」の記述を追加してございます。

次に、目標Vでございますけれども、教育委員会でのご意見といたしまして、現行の目標は二つのことを単純に結びつけている、もっといい表現がないかというご指摘もございました。目標ですけれども、「人権を尊重する教育が行われ」の後に「さまざまな体験活動を通じて」という内容を追加してございます。また、目標Vにあった「キャリア教育の推進」を目標IIIに移してございます。目標の変更とあわせて、「現状と課題」に「体験活動の充実」を追加してございます。33ページの中段でございます。「現状と課題」にあった「心の教育及び教育相談の充実」を、34ページの下段でございますが、「いじめや不登校等への対応」としてございます。また、中学校でふえる不登校への対応として、小・中9年間の円滑な接続についての記述を入れまして、「取組の方向」「今後5年間で重点的に進める取組」にも記載してございます。35ページの下段、38ページの下段、39ページの下段でございます。それから、教育委員会いただいた意見といたしまして、いじめ等については、教員が子どもと向き合える状況をつくることも必要というご指摘もいただいております。これについては、35ページ上段の「現状と課題」の中に記述をさせていただいております。

それから、環境教育や情報モラルに関して、「取組の方向」の「家庭では」「地域では」の中に記述を追加してございます。37ページのところでございます。それから、スクールソーシャルワーカーについての検討をということでございますが、「今後5年間で重点的に進める取組」の中に記述をしてございます。39ページの下段の「いじめや不登校等への対応」の欄をごらんいただきたいと思います。

目標については以上でございます。なお、本日ご欠席の高木委員からメールでご意見をちょうだいしておりますので、参考までに大要をご紹介します。

まず、目標Ⅳ、31ページの下の方、「今後5年間で重点的に進める取組」でございますが、「健康的な生活習慣の確立」の欄と「食育の推進」の欄、両方に「小中学校の継続性を重視した保健指導計画の作成」があるということで、後者は不要ではないかというご意見でございます。それから、目標Ⅴについてですが、32ページ、「目標に対する基本的な考え方」の本文の4行目に、「とりわけ、男女がお互いの性差を理解し、協力して」という記述がございますけれども、男女共同参画を推進する立場をとるなら、男女の性差を強調する必要はないので、「男女の性差」というところは削除したほうがいいのではないかというご意見でございます。

次に、35ページ、本文15行目、中段でございますが、「特に、不登校については中学校で増加する傾向が見られます。その一つの要因として、小学校から中学校への接続においての児童・生徒理解に関する情報交換、連携の不足等が考えられます」という記述がございますけれども、中学校の不登校が社会問題として顕在化する以前から、初等教育と中等教育の接続の問題はあったということで、要因とは言えないのではないかというご意見をいただいております。

また、37ページの上の「成果指標と目標値」についてでございますが、教育委員会や各学校の取り組みの結果をダイレクトに目標値として設定すべきではないかというご意見をいただいております。また、37ページの下の方の「○」でございます。「地域住民が協力し、あらゆる偏見や差別をなくし、人権侵害を許さない社会づくりを行う」という記述がございますけれども、理念としては共感するけれども、表現が強過ぎるのではないかというご意見をいただいております。また、「努力する」とか「取り組む」といった表現のほうがよいのではないかというご意見をいただいております。

ご説明は以上でございます。

飛鳥馬委員長

それでは、ただいま説明がありましたけれども、最初に、第3章の目標Ⅳのほうを先にやりたいと思いますので、目標Ⅳのほうの質問、ご意見等がありましたら、お願いします。

山田委員

30ページに「中野区の体力テスト結果の推移」という表が出てはいるのですが、今、体力測定の結果、例えば全国に比べて東京の子どもたちはというのと、全国に比べて中野区の子どもたちはということで、その指標として、通過する指数、何項目中何項目というのが具体的にもう少しないのかなと。例えば、ボール投げが全国に比べて非常に弱いとか、立ち幅跳びがとか、もうちょっと具体的なもののほうが。特に東京・中野の子どもたちが不得手としているものがあるとか、そこは弱いところがあるとか、それを何とか向上していくようなことの指標をつけるとかいう形のほうがわかりやすいような気がするのですね。何項目中何項目と言いますと、それは目で見るときに余りはっきりしたことが言えないのではないかというところが1点。

それから、その前段の29ページにあります「今後は学校、家庭、地域、行政が協力し」ということなのですが、後ろのほうに出てくるのですが、今後出てくるであろう地域スポーツクラブとの関係などの記載をお入れいただいたほうがいいのではないかなというのを考えてみました。

以上、2点でございます。

指導室長

1点目でございますけれども、ご指摘のように、まず、全国の平均と比較しましても東京都は低いということがございます。その中で中野区がどうかというと、都の水準を下回っているものが幾つかあります。ご指摘いただいた、例えばということでもありますけれども、昨年度の例でお話ししますと、ボール投げ、立ち幅跳びのあたりが。特にボール投げは男女とも都の平均を下回るというような傾向がありますので、ここに目標としてボール投げの成績を上げていくということを書くかどうかはまたちょっと難しいところではありますが、ポイントを絞った指導計画をつくっていくということは必要ではないかと思っております。あわせて、小学校からではなく、幼児期からのということで今検討しているところでございますので、そんなことも盛り込めればと思っております。

飛鳥馬委員長

ほかにはいかがでしょうか。

大島委員

30ページの「成果指標と目標値」の上の段のところなのですけれども、「朝食を毎日食べている中学1年生の割合」というのを成果指標に入れているのですが、見ますと、21年度が既に実績で90%に達しているということになると、26年度は93%とか、その後95%というのは、目標値としては微妙過ぎて、余り目標という感じがしないので、もう少し目標にするにふさわしい何かがないのかなと。ただ、私もかわりになるようないい案が用意できなかったのですけれども、ちょっと考えて工夫していただけるといいなと思うのが1点。

あと、これは具体的にこうしろというところまで詰めていないのですけれども、テレビとかゲームの時間をある程度制限するようなことを家庭でもやってほしいというように「取組の方向」でも書いてありますし、私もそう思うのです。例えばテレビは1日何時間までとか、ゲームは何時間までにするようにとかという指導指針みたいなこと、余り具体的に区が口出しするというのもどうかなという抵抗もあるのです。その裏返しなのですけれども、例えば、家庭で学習する時間は必ず30分はとるとか、つまり、テレビは見ないで少し机に向かいましょうというようなことで、机に向かう時間について具体的に言ったりしたら干渉し過ぎなのかなと。私は、毎日30分の学習とか、せめてそれぐらいは入れたいような気はちょっといたしました。

というところです。

飛鳥馬委員長

よろしいですか。

指導室長

今ご指摘いただきました2点目のテレビの視聴時間とかということでもありますけれども、今お話しのように、家庭学習との兼ね合いということになるかと思えます。家庭学習につきましては、第3章のところでご検討いただいて、家庭学習はこうあるべきだという指針とかそういうものをつくっていかうということと考えております。その中で、テレビを消す時間とか、ゲームをしない時間をつくっていかうということに持っていくのがいいのかなと思っています。何時間とか、何分とか、それはまたなかなか難しいところではあるので、逆に、毎月23日は本を読む日にしてテレビは消しましょうとか、そういうほうが現実的なのかなというふうにも考えています。

それから、山田委員からご質問いただいた1点目の地域スポーツクラブの件ですけれども、そのような文言もまた検討していきたいということでございます。

飛鳥馬委員長

ほかにありますか。

山田委員

大島委員からご指摘のありました生活習慣病健診のアンケート結果でという文言なのですけれども、実は確かにおっしゃるとおりなのですね。朝食を食べているか食べていないかというアンケートであって、その内容まではまだ確かめられていないのですね。例えば、「食べた」という中にはいろいろな食べ方といいますか、本当に食育ということを考えたときに、自分の健康とか栄養のことを考えて食べているのかまでの問いはできていないので、それが難しいところですね。あとは、自分1人で食べているのかということもあります。本当は内容まで調査できていて、というか、アンケートができていて、それに対しての成果指標というか目標ができればいいのですけれども、それまでのアンケートがまだできていないので、こういったことになったのだろうと思うのです。確かに、アンケートをとりますと、90%ぐらいの方たちは食べているのだけれども、年齢が上がるに従ってその率が低くなっていくということもあるのです。この目標についてはもう一度検討すべきだろうと思いますけれども、なかなかいい指標がないのかなというところはあるかなと思います。

それから、ノーテレビデーのことについては、また次の第5章のところでも少し出てくるのですね。携帯の問題とかということ。それとの兼ね合いもありますので、教育委員会のこのビジョンの中で何時間までという具体的なことは要らないのかなと思うのですけれども、そういったことに私たちは非常に心配をしているよということのメッセージはここで伝わってくるのかなという気がいたします。

飛鳥馬委員長

ほかにどうでしょうか。

大島委員

あと一つ。

31ページの「取組内容」のところで、「健康な生活習慣の確立」の一番下に「口腔衛生向上に向けた取組」というふうにあります。つまり、虫歯予防ということを中心に指しているのかと思うのです。やはり虫歯予防というのがすごく大事ななと思いました。私などは子どものときから虫歯で、今はもう自分の歯がほとんどないような惨たんたる状況なのですけれども、やはり子どものときから歯磨きをしっかりと、口を衛生にして虫歯をつくらない。やはり歯は一生の財産ですので、特に子どものときは大事だと思いますので、それ

をぜひみんなにも普及させてあげたいと思うのです。この前も、新しい校舎をつくる時には歯みがきができるように、水飲み場とかをちょっと配慮していただきたいなどという意見がありました。今の校舎を改築してとかそういうことはなかなかできないと思いますが、みんなの意識をもっと向けて、歯磨きをするように、例えば昼食後もしたい人はするとか、意識をもう少し啓蒙して、ぜひ歯に対する意識を子どもたちに教育したいと思うので、その辺もちょっと一言入れていただけるといいかなと思ったりしております。

飛鳥馬委員長

どうでしょうか。

山田委員

今との関係では、31ページの「取組の方向」の中で、「○」の三つ目なのですが、「地域や医師会」の次が「警察」になっているのですが、学校安全というのと少し違ってくるのかなと。今のお話ですと、例えば虫歯の予防については歯科医師会などとの連携が必要なので、ここは二つに分けていただいて、例えば「地域や医師会、歯科医師会、薬剤師会などとの連携で健康の指導を行う。一方で、地域とか警察などとの連携で安全に関する指導を行う」とか。学校保健安全法にはなったのですが、中は二つに分かれているかと思うので、そのほうがわかりやすいかなと。そうすると、28ページの小学校から中学校にかけて有病者率が上がっていくことへの対策が、歯科医師会の先生方からいろいろなノウハウをいただけるのではないかというふうに思いますので、そういったように取り組みを二つに分けていただいたほうがわかりやすいのではないかなと思います。

飛鳥馬委員長

では、私も一言発言させていただくと、体力の問題で言いますと、今年4月に報告しましたが、都教委の施策連絡会のときも都の教育委員会のほうから報告がありましたが、要するに今の子どもたちの体力は危機的状況であるという表現。この前もしたと思うのですが、それくらい大変な状況であるというふうなことをおっしゃっているのですね。私も専門家でないので具体的には何がどうと言えないのですが、それくらいの危機感を持たなければいけないということが一つあると思うのですね。ですから、比べるときに何か種目を決めて数値的にあらかわすのが一番いいのでしょうか。そういう比べ方がわかりやすいし、いいのでしょうかけれども、これも先日報告しましたが、幼稚園の研究会の総会で講師の先生がお話ししていたことは、ボール投げが弱いからボール投げを強くするために投げる練習をすればいいのかという話なのです。走るのが弱いから走ればいいのかと。特に

幼稚園、保育園ですから、もっと総合的な体力ではないかということなのだと思うのですね。山田委員は専門ですから、ボール投げが飛んでも胃腸が弱かったらしようがないみたいな。体力というのは、体全体のことを考えながらやっていく。幾つかの決められた種目をやれば総合的になるのかもしれないのですが、その辺のところは課題なのか、とらえどころがないのですけれども。要するに、今の子どもたちのこういう状況というのは、車社会で歩かなくなっている、遊び場がなくなっている、あるいはゲームとかテレビで表に出て遊ぶ時間も少ない。そういう総合的なものでの体力の低下がきているのだと思うのですね。ですから、それを取り戻すのは並大抵のことではないわけですが、昔はボール投げとか走る力は遊びながらあったわけですから、そういう総合的な力でやっていくのが一番いいのだと思いますが、教育委員会ですので、学校とか保護者の方に協力をいただいてやる場合にどうしたらいいかということをもう1回総合的に考える必要があるのかなということが1点あります。

もう1点は、今、テレビとかゲームとか携帯の話が出てきましたけれども、これも前の幼稚園の研究会のときに講師の先生がおっしゃっていた話なのですね。ほかの国では、日本ほど夜中まで子どもと大人が見て笑えるようなテレビというのはないと。要するに、子どもが起きていて、子どもと大人が付き合えるような時間のテレビになっていると。それは非常におかしいのだという言い方なのですね。それで、「早寝・早起き・朝ごはん」などと言ってもなかなか大変なことだと。どこという国かはちょっと思い出せませんが、その辺のところを規制している先進国があるのだそうです。何時までしかそういう放送はしないとか。

それから、携帯電話も、きのうかおとといのテレビでやっていましたね。小学生で25%でしょうか、中学校になると半分ぐらいは持っている。それも、持っている子は、食事中であろうが、トイレに行こうが、何であろうが、気になってしようがない。手離さない。鳴ったらすぐ出る。夜も、11時であろうが、12時であろうが、だれかから来れば返事を出す。そういう生活になってしまっているということですね。子どももその親御さんも出てきていましたけれども。それはやはり何とかしなければ、日本人の子どもたちの脳は現代的なそういうメディアにやられてしまうと。

大島委員が言っていたことを解説者が言っていました。11時から携帯電話はかけない、出ない。取り上げるぐらいのことが必要だと。そうしなければそういう状況というのはやまないだろうということなのですね。だから、携帯に頼る生活をするかしないかもあるし、

問題はありますが、先ほども話に出ましたけれども、教育委員会として、そういう時間まで出すかどうかはちょっと問題があるかもしれません。ただ、啓発として、親御さんは家庭でも注意しましょう、子どもたちもやりましょうということで、学校ではなかなか行き届かないところですから、PTAとか、地域の方とか、学校とか、連携しながら、啓発事業として何かこういうメッセージを送っていくことは非常に大事なのだなど。体力といろいろな機器、子どもたちの使う道具に対して。というような気がしました。それがこのビジョンで出せるかどうかですね。どんなふうに出せるか。今これはかなり出ていますけれども、これからもっと重要視されていくのではないかなと思うのですね。

ちょっと長くなって済みません。

教育長

前後して恐縮です。委員長からお話がありました体力のことで、体力テストの状況だけでなく、日常的に体を使って遊ぶ環境のことは、「3つの『間』」、「時間」、「仲間」や「空間」というので29ページに多少書いているのですけれども、乳幼児期から見ても、体を使う機会がすごく少なくなっているという状況については、子ども家庭部の所管ですけれども、幼児研究センターで3月末に幼稚園と保育園でさまざまやった結果の報告書も出ていますので、その概要についても多少ここの「現状と課題」につけ加えた上で、先ほど室長が言いましたように、これからは就学前からの体力づくりも子ども家庭部と教育委員会が連携して取り組んでいこうというようなことも考えていますので、そうしたことをもこの中に少し入れていきたいというふうに思っているのと、学齢期になってからのことについては学校以外のところで取り組むというのは難しいのですけれども、地域スポーツクラブなども今後4カ所展開もしていきますので、そうしたことで子どもたちの学校外でのスポーツの機会というのものなるべくつくっていけるような状況も整ってきますので、そういうこともこの中には触れたほうがいいかなというふうに思いました。

それから、山田委員からお話がありました医師会、歯科医師会との関係で言いますと、31ページの一番上の「○」のところで歯の健康については具体的に書いているのですけれども、それ以外に、去年、私たちも対応に大分苦慮しました新型インフルエンザなどの感染症の対策でありますとか、今後、予防接種のことも対応していかなければいけない状況がさまざま生まれてくるというふうに思いますので、医師会や歯科医師会、薬剤師会との連携という一つの項目と、安全・安心についての項目を分けるということは私も重要だなというふうに思いました。

それから、ちょっと長くなって恐縮なのですがけれども、飛鳥馬委員長の、携帯だけではないのですが、ノーテレビ・ノービデオ・ノーゲームデーの話で言いますと、鷺宮地域では、地区委員会、地域の団体が主催して、関係あるあの地域の学校全部、中学校2校、小学校3校でしたか、そこと連携して、鷺宮地域だけでノーテレビ・ノーゲームデーというのを設けて、今年の春、1月ぐらいからやっているという状況もあるのですね。そうした取り組みも今どういうふうになっているかということも私たちは確認をしながら、そうした地域との連携の中でどういう効果が生まれてくるかというような検証もさせていただきながら、ここに入れられるものがあれば入れていきたいというふうに思っています。

飛鳥馬委員長

わかりました。

山田委員

今、委員長並びに教育長がお話しされた29ページに、確かに、「たっぷりと遊ぶ時間、遊ぶために適当な空間、一緒に遊ぶ仲間」、この三つの「間」が減少してきていることは挙げられます。それに対しての取り組み、要はそうなのですね。それが書き込んであるかというところだと思います。教育委員会でできることは、例えば空間については、おっしゃっているように、地域スポーツクラブというような空間だとかがあるわけですね。それから、学校の生活の中でとか、今度から始まる学童クラブとか、そういったことが仲間。ただ、問題なのは時間なのですね。時間をどのように確保していくか。そのことについてはやはり家庭との連携とか地域との連携ということになってくるかと。そういった大きな目での取り組みのビジョンみたいなものが示されれば一番いいのではないかなというふうに思います。

飛鳥馬委員長

では、またちょっと検討の余地があるかもしれません。よろしくお願いします。

それでは、時間が迫ってきましたので、第3章の目標Vのほうに移りたいと思いますが、よろしいですか。

32ページから39ページまでのところですよ。

山田委員

一つよろしいですか。

この中で、「携帯電話」という記述が出てくるのですがけれども、今の子どもたち、我々も含めてですが、もう「携帯電話」とは言わないで「携帯」と言いますよね。この辺

はどうするか。要は、「携帯電話」と言うときくまでも電話なのですけれども、これから出てくるであろう機種はほとんど電話の機能は余り持っていないということですね。要するに、持ち運びできるパソコンというイメージですよ。というイメージであれば、「携帯」というふうに統一するかどうか。これは議論のあるところだと思います。「携帯電話」と言うと、電話機能ということで、今持っている子どもたちといえども携帯電話として使っているかどうかという実態を見ますと、どうも違うのではないかなという気がするので、文言ですけれども、「携帯電話」ではなくて「携帯」でもいいのかなと。「携帯」については後ろのほうに解説をすとかということでも。一つ提案でございます。

飛鳥馬委員長

そういうご意見がありました。

大島委員

それに関してです。

つまり、「携帯」という言葉が日本語として、一般用語として認知されているかどうかということだと思います。山田先生がおっしゃるのは非常にもっともで、まさに「携帯」というのはもう一般名詞みたいなことで使われているとは思いますが、どうですかね。中野区が出す文章の中で、そこまで一般的な用語として使っているかどうかは、私もまだわからないところです。

教育長

36ページの一番下のところに東京都教育庁の調査結果が出ているのですけれども、そのところでは、「携帯電話、携帯ネットでのトラブル」という言い方をしていますので、文章がくどくなる可能性はあるのですけれども、かぎ括弧つきで、「携帯電話、携帯ネット」みたいな言い方をすると、山田委員の斬新なご提案もなかなか一般に難しいかなと思いますので、こういう言い方ではいかがでしょうか。

飛鳥馬委員長

どなたか最新情報は何かありませんか。こういう言葉がありますよというのがありましたら。

指導室長

確かに、子どもたちの間では、山田委員がおっしゃるように、「ケイタイ（ケータイ）」になっています。都教委とか国、電話会社等がつくる啓発資料というのですか、子どもたちに犯罪被害者や加害者にならないようにという資料は、ほとんどが「ケイタイ（ケータイ）」

イ)」になっています。ただ、そこにあるように、行政として都教委がその言葉を使わないので、使えないので、あえて「携帯電話、携帯メール」とか、そういうふうの場合分けをしているという状況はあるというのが事実であります。

飛鳥馬委員長

これもまたもうちょっと考えないといけないところがあるかもしれませんが。

ほかにはございませんでしょうか。

大島委員

高木委員から、「男女がお互いの性差を理解し」という、その「性差」という言葉を省いたらどうかというご意見がありました。私も、「男女がお互いの性差を理解し」というのは、すんなり読めば、それは当然のことを言っているとも言えるとは思いますが、言葉の解釈、文脈とか、いろいろ総合的に考えて、高木委員がおっしゃるように、ここで「お互いの性差を理解し」というふうに強調するということは、ある解釈からすると、男は非常に筋肉も発達していて、力強い存在で、女はいわゆる家庭を守るみたいな、そういう役割があるみたいな、そういうイメージに受け取る可能性もあるということを考えると、そういう旧来の性差を強調するみたいな受け取り方ができる可能性がある表現は避けておいたほうがいいのかなど。というか、あえてこういうふうに入れなくてもいいのではないかという意味では、高木委員おっしゃるように、「男女の性差」という表現は削除して、「お互いを尊重し」というふうにするというのは大賛成です。

飛鳥馬委員長

どうでしょうか。

大島委員

もちろん、その「性差を理解し」という中には、一面、女性が妊娠して子どもを産むという機能があるということ、そういう大事な身体的な機能があるということで、だからこそ、男性も女性のことをいたわらなければいけないと。学校でも今は、妊娠の仕組みとか、赤ちゃんがどういうふうに行けるとかということも教えていますから、そういうことで女性の体というのは特に守らなければいけないのだということを男性にも、女性自身にも理解させる。そういう面を言っているのだとすれば、これは非常に妥当なことだとは思いますが、この「性差を理解し」というのは、その言葉の解釈がいろいろできるので、あえてここに使わなくてもいいのではないかなというふうに考えております。

飛鳥馬委員長

難しいところですが、どうですか。

あえて言わなくてもいいのではないかという大島委員の話ですが、いかがでしょうか。

教育長

行政計画ですので、考え方だとは思うのですけれども、目標Vのところは「自他の生命や人権を尊重する教育が行われ」云々となっていることを考えると、お互いの性差というのが、特に思春期でありますとか、今大島委員が言った「産む性である女性の機能をきちんと理解をした上で一緒に共同参画社会をつくっていく」というようなことも重要だと思いますし、今、DVでありますとか、それが結果として虐待につながるというような社会的な問題があったりというようなことが背景としてあると、あえて入れておく必要もあるかなというふうには思います。

飛鳥馬委員長

なくてもよろしいと。どうでしょうか。難しいところではありますが。社会全体としてこういう表現をしなくなっている傾向はあるのでしょうか。例えば、一時言われた「婦人会館」とかいう言い方は行政的にはこのごろないですね。「男女平等」とか「共同参画」とかに変わってきていますよね。最初は「婦人〇〇」という女性をかなり尊重するとかという趣旨でやってきたと思うのですが、それが逆に差別だみたいな。ここ20年か30年ぐらいの間に変わってきていると思うのです。難しいところですが、入れておいたら問題になるかならないかもありますか。

大島委員

そういう性差を理解するというこの、今教育長がおっしゃったような積極的ないい面、推進していく面でのそういう性差の理解というのは非常に必要なことだと思うのですけれども、いわゆる旧来の価値観、男尊女卑みたいな価値観を反映しているものだというふうにとらえるようなことだと余りよろしくないという点を考えると、表現をもうちょっと。今ここでこの表現をいろいろしても時間もありませんから、もうちょっと検討することはいかがでしょうか。

教育長

今のご意見を踏まえまして、高木委員のご意見、大島委員のご意見、それから私も今お話ししたような意見を持っていますけれども、事務局の中で再度整理をさせていただきたいと思います。

山田委員

書き方のところで、「基本的な考え方」のところで出てきているのですが、実は「取組」のほうでもう1回出てくるのですね。「取組の方向」のところの38ページの上から2段目、「行政・学校では」のところで、「男女がお互いに性差を理解し」ということなので、「取組」のほうで具体化しているので、「目標」のところは別に書き込まなくても十分理解はできるのではないかと。こういうことについて教育委員会としては十分理解をしながら進めていきますよということの取り組みが出てくるわけだから、「目標」のところまで強調して二重に書くことは要らないのではないかとということも考えられます。

飛鳥馬委員長

こういうことまで言うちょっと言い過ぎでしょうか。

今年になってから2回ほどマスコミで取り上げられていると思うのですが、中学生で性同一性障害で、女の子として育てられてきたお子さんが、私は女ではないみたいなことで、中学校1年に上がったときに男子として、学生服を着ると。埼玉の例だと思いましたが、もう1点、九州かどこかであったと思うのです。私が覚えているのは2件ぐらいあるのですが、事例は少ないとはいっても、そういうことまで考えなければいけないのかどうか。そういう時代なのかどうかですね。それも頭にあるのですが、そうすると、ここであえて言わなくてもいいのかなと思ったりもするのですが。

私は以上です。

山田委員

性同一性障害というのは非常に難しい問題なのですね。では、性をどこで判断するのかということにさかのぼってくるのですけれども、私も出産に立ち会った1人の人間としては、そこまで言いますとなかなか厳しいのかなということにはなります。ただ、その方の持って生まれたものについて、その方が希望されるのであれば、それに沿わなければいけないということは、将来的にというか、今でも学校の中で少しずつは子どもたちに教える場ができていくかと思うので、そういったことでは、この取り組みの中に書かれている内容で十分カバーされてくるのではないかなと私は理解します。

飛鳥馬委員長

わかりました。

それでは、ほかの意見、いかがでしょうか。

さっき高木委員のところ、37ページのところで、目標値を何かという話はちょっとよくわからない。実数ですか。意味がよくわからないので、わかったら説明してください。

副参事（教育経営担当）

高木委員のご意見ですが、「成果指標と目標値が受動的過ぎて」という表現になっておりますけれども、もっとダイレクトに成果がわかるような目標値として設定すべきではないかというご意見だと思います。「傍証としてアンケート調査の数値を参考にすることは否定しないけれども」というご意見が ついていますので、アンケート調査の結果というのは間接的には指標としてとれるということだと思いますけれども、もっと効果自体を直接的に表現できる指標のほうがふさわしいのではないかというご意見であると理解しております。

飛鳥馬委員長

数値でなくなのでしょうか。ちょっとよくまだわからないですね。

大島委員

高木委員がおっしゃっているのは、アンケートのここで取り上げている内容が、思いやりの心を育てていると感じているとか、すべて「〇〇と感じている保護者の割合」と。状態を「感じている」と答えた人の割合なので、聞いている内容が非常に受動的だと。何とかを感じるか感じないかというようなことをこの成果指標として取り上げるには受動的過ぎるのではないかというようなことではないかと思うのです。私自身も、このアンケートも、さっきのあれではないのですけれども、実績が79.6%で目標が80%とか、アンケートの誤差の範囲みたいな話でちょっと微妙過ぎる。目標としてどうなのかなという疑問もあります。保護者のアンケートというので、保護者がこういうことに的確に答えるにふさわしい、答えやすいような内容かなという疑問もちょっとありまして、こういうアンケートでいいとか悪いとか、違いますとか、否定するというのはアンケートとして出にくいのかなと思ったりもしますので、もうちょっとこの成果指標のところは何かいい指標がないかなど。ちょっと検討していただけたらと私も思っております。

もう一つよろしいですか。

不登校についての高木委員のご指摘のことで。中学校になって増加する傾向で、要因として、その小学校、中学校の連続というか連携の不足と書いてあるけれども、これは余り関係ないのではないかというのが高木委員のご指摘で、私自身はよくわからないのですけれども、この間、南部フリーステップルームに行きまして、責任者の先生のお話を聞きますと、やはり中学1年ですごくふえる、不登校になりやすいというお話をされておりました。それは、中学校ということで、みんなが一つ大人になるということとか、環境ががらっと変わる。中学生としての生活ということで生活も変わる。授業内容とかも高度になる。そ

いろいろな変化の中で、強い子どもたちにはじき出される弱い子どもとか、いろいろあるのでしょうか、友達になじめないとか、いろいろなことで疎外感を味わったりすることになるということなのです。それについては、初めのときに先生が、はじき出されたり、疎外感を持ったりするということが起きないように、生徒間の融和を図るとか、生徒間の人間関係に配慮してあげたり、そういう細やかな配慮があればそういうふうにならずに、早期発見、早期治療ではないですけども、そういうのが大事だというようなお話をされてきました。そういうお話からすると、高木委員の意見と相通じるところがあるというか、一致しているというか、連携というより、そこで伺った話で言うと、中学1年のときの学校側の配慮ということが結構大きい要因になるらしいと。もちろん、そうではなくて、そもそも家庭のこともあるし、成育の経過とか、その子の資質とか、いろいろなものが複雑にあるらしいのですけれども、学校との関係で言えばそんなことのお話を伺ってきたので、高木先生のご意見ももっともかなと思っております。

飛鳥馬委員長

いいですか。

山田委員

確かに、不登校とかという問題は非常に難しいと思うのですね。思春期の真っただ中にいる子どもたちが相対する一つの時期で、たまたま日本ではそれがちょうど中学の入り口のところに年齢的にはぶつかってしまうということで、その情報交換、連携の不足などが考えられますということで、それが一つの原因であるけれども、すべてではないよということだと思うのですね。このためには、もちろん小学校や中学校の一貫した、その発達段階に応じたということが一つのやり方ではあるということの書き込みではないかと思うので、決して悪い表現ではないのではないかなと僕は思うのです。

それともう一つは、いじめなどの対応に対して、もう少し「取組」のところを、そういった意味では、ソフト面、ハード面での書き込みをもうちょっと充実させなければいけないのかなと。せっかくこういった背景があることを提言しておきながら、「取組」が少し弱いのかなという気がするので、「取組」のところでもうちょっと書き込みができるかなというふうに思います。

それから、これは指導室長にお尋ねしたいのですけれども、「幼稚園、保育園における保育体験など」という書き込みが38ページにありまして、「子育て準備教育」という言葉が出てくるのですが、この辺はどういうふうに理解していいのでしょうか。

指導室長

中学校における保育体験というのは、技術家庭科の家庭科の内容として保育というのがございますので、その一環として行っているというのが一つあります。もう一方で、キャリア教育の一環として行っている職場体験、それで言っている保育士さんの体験を言っている場合がございますので、やっていること、参加することは同じなのですが、実は全く視点が違うということがあります。

特に中学校の家庭科の保育の内容としては、中学生が保育園に行って子どもたちと何か遊ぶときに、どんなものを持っていったらいいか、どんなものをつくっていったらいいかなどという授業の中の一環として実際にやっていくというのが保育園に行く話ですが、職場体験は、今度は職業としての保育士さんを体験する、理解するということになっています。その辺が実はなかなか整理ができていないところがありますので、一くくりには言えないところがちょっとあります。

飛鳥馬委員長

今のことは、39ページに表がございまして、「体験活動の充実」のところにもありますね。ここにも今のことが載っているのですが、小・中学生が幼稚園、保育園の子どもたちと交流、接するというのがたくさん出てくるのですが、一つは、言葉が「小中学生を幼稚園・保育園に招へいしての世代間交流活動」と。「招へいして」という言い方でよろしいかどうかはちょっと疑問に思いますが。

それから、その次の「中学生の保育体験の全校実施」というのはかなり大変なことだと。ここで言っていることは、保育体験だから家庭的なことを言っているのだと思うのですが、それを全校でやるというのはどうなるか。今すぐでなくてもいいですから、どうなるか、後でお聞きできたらと思います。

それと、その下の二つは、子ども家庭部でやることらしいのですが、乳幼児との触れ合いとかボランティアですね。これがまた別になるとどういうふうになるのかなという気もしないでもないのですが、子どもたちは同じなのですが、やる部署が違ってどうなっていくのかなという心配はあります。

それからもう1点、ついでにお聞きしますが、「国際理解教育の推進」のところの二つ目の「・」で「外国語指導助手」という言葉があります。「助手」という言い方は今まで余りしていないと思うのですが、今で言うとどんなふうな。あるいは、将来どんなふうな形になるのかということですね。何か具体的にあったら教えてください。

指導室長

今のお話の「国際理解教育の推進」の「外国語指導助手」、これはいわゆるALTでございますが、事業名としてこの「ALT」という言葉は使わない状況がありまして、日本語でということなので、それを訳す形で「外国語指導助手」とか「指導補助者」とかという形でっております。一般的には「ALT」ということです。

飛鳥馬委員長

わかりました。

ほかにはどうでしょうか。よろしいですか。

大島委員

この39ページの「取組」の「いじめや不登校等への対応」というところであります。いじめに対して教育委員会としてもかねてからいろいろ提言を行ったりして対策を拡充しようということ而努力をしていると思うのですけれども、ここでいじめに対する対策というのが具体的な形で出ていないように思うのです。例えばアンケートを定期的に行おうというようなことも始めましたし、そういうことなどを入れてもいいのではないかと思います。それから、これも早期発見と早期対応が大事だということで、教員間の情報交換とか、教員の方の生徒へのきめ細かい目配りとか、教員間の情報交換による早期発見とか、その辺の対策をもう少しここに盛り込むというのはどうなのではないかと思います。

指導室長

今ご指摘の、実は「区立学校におけるいじめ等事故に対する総合対策」というちょっと長い部分ですが、この中に、今お話しいただきましたいじめのアンケートとか、心の教室相談員の配置ですとか、教員の研修だとか、いろいろなものが盛り込まれてありますので、細かく詳細に書く。例えば、いじめアンケート等の実施によるなどの形の総合対策というふうにするかどうかということだと思います。

飛鳥馬委員長

よろしいですか。

それでは、本日のこの第3章の目標Ⅳ、Ⅴについての話はこれで終わりにしてよろしいでしょうか。

「中野区教育ビジョン(第2次)」案は、まだ残っている部分がございますので、今後協議を続けたいと思いますので、よろしく願いいたします。

<議決案件>

飛鳥馬委員長

次に、議決案件の審査を行います。

<日程第1>

飛鳥馬委員長

日程第1、第23号議案「中野区教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則を一部改正する規則」を上程いたします。

議案の説明をお願いいたします。

副参事（教育経営担当）

それでは、第23号議案についてご説明をいたします。

まず、議案の提案理由にございますように改正の理由ですが、補助執行事務における中野区教育委員会公印規則に定める公印の捺印等に係る手続について、本規則に第3条を加える規定整備を行うものでございます。

2枚目の新旧対照表をごらんください。左側の改正案の部分でございます。今回の改正で追加するのは、下線が引いてある第3条の部分でございます。改正の経緯をご説明いたします。この規則の第1条では、第1号から第3号までの事務につきまして区長部局に中野区教育委員会の事務を補助執行させることを定めてございます。また、第2条では、区長部局の職員が補助執行に当たり事案決定を行う場合については、中野区教育委員会事案決定規程によることを定め、区長部局の部長以下の決定区分について教育委員会事務局の次長以下の決定区分に対応させる規定を置いてございます。しかし、補助執行に係る中野区教育委員会公印規則に定める公印の捺印等の取り扱いにつきましては、中野区公印規則によるのか、中野区教育委員会公印規則によるのか、規定がなく不明確でございました。そこで、公印管理事務の厳格化を図る趣旨から、今回第3条を追加して、次の2点について定めることにしたものでございます。

まず、第1点目でございますが、第3条の前段の部分でございます。補助執行に関して教育委員会公印規則に定める公印の捺印、事前押印、印影印刷をするときは、中野区教育委員会公印規則によることを定めるものでございます。

次に、2点目でございます。第3条、後段の部分でございますが、前段の場合には、「教育委員会事務局」と定める部分を「区長部局の室及び部」に、「教育委員会事務局統括管理者、指導室長、中野区立中央図書館長」と定める部分を「区長部局の統括管理者」と読みかえる規定でございます。この読みかえ規定につきまして、中野区教育委員会公印規則で

定める規定で具体的に説明させていただきます。

右肩に「参考」と記載してある中野区教育委員会公印規則抜粋の裏面をごらんいただきたいと思います。裏面の中段、第10条の2、公印の事前押印を例にとって説明をさせていただきます。第10条の2、第2項では、「事前押印をしようとする統括管理者及び区立学校長は、あらかじめ事前押印・印影印刷申請書（別記第4号様式）により教育経営統括管理者に申請しなければならない」と定めてございますが、補助執行の場合には、この「統括管理者」を「補助執行を行う区長部局の統括管理者」と読みかえるものでございます。この読みかえ規定によりまして、「補助執行を行う区長部局の統括管理者が事前押印をしようとするときは、教育経営統括管理者に対して申請をしなければならない」というように読むものでございます。

改正の内容は以上でございますが、この一部改正規則の施行日は、附則にございますように、平成22年6月1日でございます。説明は以上でございます。

飛鳥馬委員長

それでは、ただいま上程中の議案につきまして、質疑がありましたらお願いします。ございませんか。ないようですので、それでは質疑を終結いたします。

それでは、挙手の方法によって採決を行いたいと思います。

ただいま上程中の第23号議案を原案どおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全員賛成）

飛鳥馬委員長

全員賛成ですので、原案どおり決定いたします。

<日程第2>

飛鳥馬委員長

日程第2、第24号議案「中野区立小学校及び中学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部改正手続について」を上程いたします。

議案の説明をお願いします。

副参事（学校教育担当）

第24号議案「中野区立小学校及び中学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部改正手続について」、議案を提出いたします。

提案理由でございますが、中野区立小学校及び中学校の学校医、学校歯科医及び学校薬

剤師の公務災害補償の補償基礎額について規定を改める必要があるためです。

具体的な改正内容につきましては、資料2枚目の裏面、新旧対照表がございますので、こちらのほうをごらんください。真ん中あたりに記載がございます附則の次の行の別表になります。別表につきましては、資料3枚目の裏面をごらんください。資料の最後のページでございます。上の段に現行の内容を記載しております。また、改正内容につきましては下の段の表のとおりでございます。この別表の中に記載がございます「補償基礎額」という言葉でございますが、これは学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の中の休業補償、傷病補償、障害補償、遺族補償、葬祭補償の金額を具体的に算出する際の基準額になるものでございます。この補償基礎額は、地域手当を含む月額給与に基づいて算出しておりますが、今回の改正では、この給与改定に伴いまして地域手当の分の掛け率が従来の14.5%から17%に変更になることにより、補償基礎額を別表の改正案のように変更するものでございます。

大変恐縮でございますが、次に、資料の1枚目にお戻りください。1枚目の裏面の真ん中に記載がございます附則についてでございます。

第1項は、この条例の施行期日についての記載でございます。施行は公布の日からになります。また、第2項から第4項までは、この改正に伴う経過措置について規定しているものでございます。第2項の経過措置の内容は、新しい補償基礎額は今年の1月1日以後に支給する公務災害補償及び今年の1月1日前に支給しなければならない事由が発生した傷病補償年金などのもので、今年の1月1日以後の期間について支給すべきものについて適用するという内容で、その他の公務災害補償につきましては、現行の補償基礎額を用いるという内容でございます。

第3項の経過措置の内容でございますが、こちらは薬剤師としての経験年数が10年以上の学校薬剤師の補償基礎額につきましては、今回の改正により減額になりますので、そのため条例の公布日の前に支給しなければならない事由が発生した公務災害補償には適用しないとするものでございます。

次に、第4項の経過措置の内容でございます。今年の1月1日から公布の日の前日までに傷病補償年金や休業補償の一時金などとして支払われた金額につきましては、今回の改正による公務災害補償の一部の金額として取り扱う。つまり、差額につきましては追加支給するという内容でございます。

補足説明は以上でございます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

飛鳥馬委員長

ただいま上程中の議案につきまして、質疑がありましたらお願いします。

大島委員

学校医とか薬剤師とかの補償額の基礎というのは、中野区の職員の給与額とか地域手当の金額とかに連動しているというか、それを基礎に用いているということでしょうか。

副参事（学校教育担当）

こちらの補償基礎額は、東京都の医療職給料表の金額に基づいて算定しているものでございます。

飛鳥馬委員長

ほかにはよろしいでしょうか。ございませんか。

それでは、ないようですので、質疑を終結いたします。

それでは、挙手の方法によって採決を行いたいと思います。

ただいま上程中の第24号議案を原案どおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全員賛成）

飛鳥馬委員長

全員賛成ですので、原案どおり決定いたします。

<日程第3>

飛鳥馬委員長

日程第3、第25号議案「中野区立小学校教科用図書選定委員会委員の決定について」を上程いたします。

ここでお諮りをいたします。

本件は人事案件でございますので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第13号第6項のただし書き及び中野区立学校教科用図書の採択に関する規則第10条の規定により、非公開とさせていただきたいと思いますが、賛成の方の挙手をお願いいたします。

（全員賛成）

飛鳥馬委員長

全員賛成ですので、ただいまより会議を非公開といたします。

恐れ入りますが、傍聴の方はご退席をお願いします。

(傍聴者退席)

(以下非公開)

飛鳥馬委員長

本日の日程を以上で終了いたします。

これもちまして、教育委員会第15回定例会を閉じます。ご苦労さまでした。

午前11時38分閉会